

こんにちは。

今日は第5回ですよ。

では、行きます。

第5回

これからどうやって回収していくのか？

ステップ毎に回収計画を立て行動していく方法

まずはステップ1です。

ステップ1 交渉

もし、借用書などがなければ、
証拠を作ってくださいね。

証拠作りは前回のメールのとおりです。

さて行きますね。

一番簡単なのは、メールでの交渉ですね。

まずはメールで返済請求してみてください。

そして、電話です。

実際にしゃべる方が、ぐっと回収効率が上がりますから。

次に対面です。

突然の訪問などは効果的です。

相手が驚いているうちに、
交渉を有利に運んで、できれば回収するわけです。

まとめますね。

1、メール

2、電話

3、対面

これは、行動しやすい順に並べているんです。

できるだけ、
行動しやすい順に行動して、
成果が出るほうがいいでしょ。

例えば、
メールで効果が出たのであれば、

わざわざ電話しなくて良いわけで、
ましては、ストレスのかかる対面などしなくて良いわけです。

ですから、
行動しやすい方法からはじめてください。

では、次行きますね。

ステップ2 書簡

手紙です。

一番、有名なのは内容証明郵便ですよ。

しかし、内容証明郵便だけが能ではありません。

その時々状況に応じて、書簡は使い分けてください。

例えば・・・

どうしようもない債務者には、
内容証明郵便できつい文面を投げ込むのが、
効きそうですよ。

内容証明郵便は、威圧的ですし、
無味乾燥的な文面ですからね。

しかし、誠意のあるような債務者には、
比較的、普通の郵便でも良いと思います。

例えば、
誠意のある債務者に、
きつい内容証明郵便で督促すれば、
かなりのストレスになりますよね。

あまりストレスを与えると
開き直る可能性が出てきます。

開き直られて、
回収が難しくなるぐらいなら、
ゆるい文面で、しかも普通の郵便を使うのが、
効果的かもしれません。

もしくはですね・・・

僕がたまに使うんですが・・・

郵便で送らないで、
その家まで行って、
そのままポストに投函するんですよ。

ここまで来ましたよ、ってアピールするんです。

これ、結構効く場合があります。

まあ、状況にあわせて使ってみてください。

どちらにしても、
行動してみないと、
何が効果的かはわかりません。

行動すれば次に展開していきますから、
その都度考えてみてはどうでしょうか？

次行きますね。

ステップ3 法的手続き

法的手続きは、支払督促と訴訟があります。

これについては、
まず図書館などについて調べてください。

そして、自己流でいいので、
申立書を作ってみてください。

大雑把で良いので、とにかく作る。

しかも、わからないところは、

わからないままで大丈夫です。

とにかく、作る。

それから、裁判所に行って、相談を受けてください。

というのは・・・

何一つ持たないで、
裁判所に相談に行っても全く教えてくれないんですよ。

「弁護士に相談してくださいね。」

なんて、言って取り合ってくれないんです。

しかし、自分でちゃんと作って来ていると、
それを添削してくれるんですよ。

不思議ですよね・・・

とにかく、自分で作る。

これがポイントです。

そして、支払督促に関してですが・・・

僕はオススメしません。

より威圧的な内容証明郵便・・・

と考えれば効果はあるのかもしれませんが・・・

結局、相手が異議を唱えれば、
訴訟を申し立てなければなりませんので、
二度手間になってしまいます。

ですから、
ここまで覚悟が決まっているのであれば、
即、訴訟からの方が良いと思います。

さて、ステップ1～3までお伝えしましたが、
どこまでやっていくか、
という問題があるんです。

やはりどうしても費用対効果の問題が出るんです。

ご自身で行動されるのであれば、
金銭的な費用はほとんどかかりません。

かかるのは、労力と時間になります。

しかし、この労力と時間が大切なんですよ。

ですから、
専門家に頼むというのも一つの手ですね。

まあ、費用、労力、時間が、
かからないところまでは、ご自身で行動してみる。

とりあえず、
そこまで行動してから後は考える。

というのが、とりあえず良いと思います。

どちらにしても、ご自身の満足度ですよ。

ですので、
最終的にはあきらめる、
ということも知っておく必要があります。

というのは、原則として、
貸した方より、借りた方が
断然、強いんですよ。

借りた人間がその気になれば、
いくらでも逃げる事が出来るということです。

特にこのマニュアルを読んでいるような人には・・・

そうなんです。

債権の回収方法を知ってしまうと・・・

ご自身が、逆に債務者側でしたら・・・

逃げる方法が、泉のように浮かんできますよね。

このメールを読んでいただき、そろそろ感じていますよね。

債権回収なんて、諸刃の刃（やいば）なんですよ。

これだけは、心の隅っこに置いていてください。

また、和解に持ち込んだ場合

この場合も深追いしないでください。

相手が払えないような和解はしないことです。

ただ、あまやかしてはいけませんよ。

そして、最後にあんまり執着だけはしないでくださいね。

貸金大切なのはわかりますが、
もっと大切なものがあります。

最も大切なのは・・・

あなた

ご自身です。

あんまり執着しすぎると、壊れますよ。

それだけは気をつけてくださいね。

ではこの辺で。

健闘をお祈りいたします。

MR. Kとは

<http://profile.ameba.jp/kame-zimu/>